

平成 26 年度第 1 回「岐阜県木の国・山の国県民会議」議事概要

日 時：平成 26 年 6 月 18 日（水）13：30～15：00

場 所：県庁 4 階特別会議室

■会長等の選出について

○会長等役員を選出

- ・会 長：伊藤栄一委員（NPO 法人森のなりわい研究所代表）
- ・副会長：山田貴敏委員（笠原木材株式会社代表取締役社長）

議題 1

■各委員の所属専門部会、年間スケジュールについて

（池戸林政課長から資料 1 に基づき説明）

議題 2

■平成 25 年度岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告書（案）について

（池戸林政課長から資料 2 に基づき説明）

（森川委員）

13 頁の 2 番「間伐の実施面積」は目標値を下回っているが、3 番「搬出間伐材積」は目標値の倍近くの実績。これは計画当初は伐り捨てを予定していたところ、搬出間伐に切り替えたということか。

また、18 頁の 16 番「木質バイオマス利用量」について、計画策定時は瑞穂市のバイオマス発電施設を想定していなかったと思うが、施設稼働により目標値は大幅に変わってくるのではないか。

（岩月森林整備課長）

間伐の実施面積の目標値は、公共事業、治山事業、森林・環境税を活用した間伐事業などすべてを含んだもの。目標値を下回った理由としては、大型補正のあった公共事業に労働力が流れ、その調整が付かなかったことがある。一方、搬出間伐材積が目標値を大幅に上回っているのは、10 万 m³ 以上搬出しなければならないという補助要件があるためだと認識している。

（長沼県産材流通課長）

木質バイオマス利用量について、計画策定時には大型施設を想定していなかったため、別枠で考えなければならない。

（森腰委員）

13 頁の 1 番「森林経営計画策定面積」が伸びていないことについて、不在村者や山への関心の低下から、境界等の明確化が進んでいない状況。個人情報保護法がネックとなり、所有者を追跡できず、団地化、集約化が進まない。個人情報をどこまで出してもらえるのかということも含め検討していただかないと、策定面積が大きく伸びるということは考えられない。

(岩月森林整備課長)

単年度で見ると前年度よりは挽回したと評価しているが、目標値にはまだ遠い。理由としては、境界明確化が進んでいないことがあり、そのためには地主の特定が必要であり、森林簿や登記簿を入手しなければならない。県は森林簿を持っているが、情報をむやみに開示するわけにはいかず、地主の同意書が必要になる。こういったことは今後の検討課題の一つであると認識している。

(山田(貴)委員)

10頁に「コンテナ苗を用いた実証試験では、植栽効率を向上するための課題が明らかになりました」とあるが、その課題とは何か教えていただきたい。

(岩月森林整備課長)

昨年度、森林管理署の協力のもと、下呂市小坂町門坂の国有林において、急傾斜でコンテナ苗の植栽を行い、どれくらいのサイクルでできるか、またどれくらいの手間・コストがかかるかという試験をした。その結果、急傾斜についてはコンテナ苗であってもコスト削減につながらないのではないかという結論に至った。

(中島委員)

9頁の獣害対策について、「鳥獣被害防止施設の設置を支援した」という実施状況に対し、「森林所有者の林業経営意欲を著しく低下させている」という評価となっている。その評価を踏まえたはずである平成26年度以降の方針は、これまでの実施状況とどう違うのか。

また、12頁の県産材の利用促進のところで、「販路拡大するためのPR活動を行います」とあるが、具体的内容を教えていただきたい。

14頁の7番「恵みの森づくりコンソーシアム会員数」は、「15人の目標に対して1人の申込に留まった」という評価だが、今後の方針の内容がアバウトである。魅力的な事業とは何なのか。

(岩月森林整備課長)

獣害対策については、たとえば防護柵を設置した場合の助成などが、補助事業の中で対応できるものもあるが、これらのPRが足りなかったと反省している。また、平成26年度からスタートした国の事業で、シカを餌付けし集めたところでプロの方が捕殺をするタワーシューティング、シャープシューティングといったものもある。また、改正された「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」では、新たに鳥獣の管理を図るための措置を導入すると明記された、つまり個体調整、捕殺についても規定されたということなので、今後PRしていきたい。

(長沼県産材流通課長)

販路拡大するためのPR活動の具体的内容は、県内の事業者への支援により、6月7日に岐阜県と長野県の木を使ったモデルハウスを愛知県長久手市にオープンし、これを長野県と合同でPRしたこと。また、東京・名古屋で開かれるホームフェアに出展し、長野県と連携し広域認証材のパンフレット等活用しながらPRする予定で、直近では6月27、28日に名古屋でのフェアに出展する。

(平井恵みの森づくり推進課長)

恵みの森づくりコンソーシアムは、意欲ある会員を集めるため会費制をとっており、会費は企業が3万円、団体が5千円、個人が3千円。その会費でコンソーシアムを運営している。入会について企業へ説明に伺うと、担当者には価値を受け止めていただいているが、3万円を支出する判断はトップまで上げないといけない。そのため、企業の上層部が入会を判断できる魅力的な事

業が必要となる。昨年度はコンソーシアムにおいて福祉施設等で使える木工製品を開発し、実績を企業にPRしたため、その反応がどうなるか期待している。また、新たに「企業との協働による森林づくり活動」を実施したいという企業も2、3社あり、そういった方にも入会をお願いしている。なお、今年度コンソーシアムで実施する事業は、会員の中でこれから決めていく予定である。

(伊藤会長)

(恵みの森づくりコンソーシアム副会長の立場から) 事業については、企業のCSR、本業にとっての経済的メリット、新規参入する上でのメリットなど、具体的な企業のメリットを示せるようなものを考えていきたい。

(山川委員)

平成25年度全体では16項目が目標値をクリアしたということで、木材生産などだけでなく、人づくりに関しての木育や、企業との協定、公共施設の木質化、流通、治山などについても非常にいい成績となっていると思う。

6頁の水源地域保全条例の運用と周知を図ることについて、「市町村等への説明会を実施する」とあるが、市町村を通じ住民に対して実施していくべきではないか。市町村に説明するという段階は終わっているのではないか。

11、12頁の県産材の利用促進について、岐阜県の木造住宅アドバイザー及び岐阜県木造住宅相談員を育成したという実績を、平成26年度以降に活かすため、これらを中核として活用していくなどの文言を加えてはどうか。

(平井恵みの森づくり推進課長)

水源地域保全条例の運用と周知を図ることについて、6頁の「市町村等」の「等」には地元自治会が含まれており、市町村を通じて地元の自治会の総会等で年間10回以上説明をさせていただく予定である。1年で全ての自治会を回ることにはできないので、重点的に毎年動きながら行っているが、地元からの要望があればその都度お伺いする。従って「等」を「地元自治会」という表現に直す。

(長沼県産材流通課長)

県産材の利用促進について、アドバイザー等の活用の文言を加える。

(後藤委員)

11頁の県産材の利用促進について、昨年個人的に家を建てたが、岐阜県木造住宅アドバイザーや岐阜県木造住宅相談員のことは一度も聞かなかった。認定をしたのはいいが、実際にどのような活動をしているのか。

(長沼県産材流通課長)

県産材を使用した住宅を建てる工務店の建築士がアドバイザー、営業の方が相談員。名乗っていない場合があるのだと思うので、認定者は名刺に記載してもらうなど、PRの仕組みを考えたい。

(後藤委員)

別の方から聞いた話で、岐阜県ではなく他県の材木を使うよう工務店から勧められたことがあったとのこと。岐阜県の材木を使おうと推進しているのに、他県の材木を使うことが現実にある。

アドバイザー、相談員のいる工務店が実際に岐阜県産材を活用しているのか、疑問に思う。

(山田(貴)委員)

県産材を使用した注文住宅を営んでいるが、私はこの制度を理解してフルに活用している。なぜ岐阜県の木を使わなければならないのか、それはやはり岐阜県の県土を守らなければならない、ということを説明している。工務店によって営業姿勢が全く違うため、強く言い過ぎたがため客を逃がすということを避けたいというところもある。色々な思惑があるので難しいとは思いますが、この会議に参加している立場からすると、やはり岐阜の木を使いましょうと言いたいし、仲間にも言いたいと思っている。

(瀬上部長)

県産材を使用する営業担当者、建築士、そして県産材を使いたいという人を増やしていくことが重要。それぞれの方の趣旨に賛同して仲間は増えていくはずである。

報告事項 1

■清流の国ぎふ森林・環境税を活用した平成26年度事業の計画について

(平井恵みの森づくり推進課長から資料3に基づき説明)

(中島委員)

学校からの要望が多いということだが、熱心な地域を知りたいため、その一覧表があれば、市町村提案の一覧表とともにご提供いただけるとありがたい。

(山川委員)

環境保全林整備事業に関して、従来の事業費上限20万円/haに、経費38,000円を上乗せし、3,300haを計画しているが、上限いっぱいの場合で見積もると総額7億8千万となる。しかし予算額を4億3千万と少なく見積もっている理由は何か。また、森林所有者の特定、同意の取り付け等に関する費用を38,000円/haとしているが、登記簿謄本はインターネットで数百円と安く取得できるはずである。38,000円/haの積算根拠を教えてください。

(岩月森林整備課長)

これまでの木材生産林については国の補助事業で同意の取り付け等に関する費用の手当てができたのだが、環境林については無かったため、38,000円/haを上乗せすることとした。積算は国の補助事業に準じたもの。予算額の総額については、標準単価により標準事業費を設定しており、それによるとこの金額で十分対応できるという認識である。

(瀬上部長)

38,000円の根拠は、登記簿謄本の取得経費のほかに、地権者等大勢に集まってもらうことや、会議の開催など、色々な経費があるため、この数字になる。

(伊藤会長)

清流の国ぎふ地域活動支援事業について、団体によっては明快な予算を組みそれに沿った執行ができない、また事業を進めるうちに変動してしまうということも多い。税金を使わせていただくため、事前に用途を明確にし、実態を合わせないといけないのだが、それがうまくできない団体もある。フレキシビリティを持たせううえで実施してもらうなど、審査の仕方を一工夫い

ただけるといいというのが色々な団体からの感想としてある。

(寺田委員)

森林・環境税の活用についての地域配分の関係で、平成 24 年度の岐阜市内の実績は少なかったと聞いた。このメニューでは岐阜市で活用できるものは少ないのではないか。岐阜市の人口が一番多いため、そこにアピールできるようなメニューやPRの仕方を検討いただきたい。

(平井恵みの森づくり推進課長)

平成 24 年度は確かに少なかったかもしれないが、平成 25、26 年度とかなり増えている。特に里山の整備や住宅の裏山の整備などで利用いただいております、また、こういう使い方を工夫できないかという相談も受けている。

(伊藤会長)

PR事業の中でそういったことも表現していただいて、納税者の皆さんにご納得いただけるようなかたちにしていただければと思う。

(清水委員)

こうしたいということに向けて実現するためのステップ、工夫、人、材料などの情報が一団体では少ない。たとえば活用状況を冊子にするなど、お互いに実施していることをPRできるような工夫をされると利用しやすいと思う。自分の地域は自分たちで作っていくんだという意識を持って、地域の住民と一緒に事業を進めていきたいと思っている。

報告事項 2

■全国育樹祭応援行事の募集について

(荻巣全国育樹祭推進事務局次長から資料 4 に基づき説明)